之旨上申

東京出張所ヨリ左ノ通リ申稟ノ處

左ノ通リ仰付ラルヽ旨ニ付キ東京出張所ヨリ廢刊ノ處

ニテ保存ノ稿本ニ限リ當庁ニ於テ保存ノ儀出願ニ及ビ

各人ヨリ書面ヲ以テ取扱ヒ事務ノ都合ニ依テハ

右願ヒ届ニ依テ當庁ニ於テ事務ノ都合ニ依テハ

當業被廢物處取扱ハサル條ヲ以テ保存ス

出張所ヨリ一區ヲ減シ二區ヲ置ク

明治十年十月十一日

開拓使

十四年五月廿二日決

乙第三拾弐号

証拠説明書

一、当裁判所昭和十三年(わ)第一四四号事件ニ関シ検察官ニ於テ提出シタル別紙目録記載ノ証拠物ハ之ヲ証拠ニ供スルコトヲ同意ス

十四年五月廿二日

福岡地方裁判所

検察官 [illegible]

弁護人 [illegible]

裁判所書記 [illegible]

(原)

(写)

(謄本)